

投資者の皆様へ

2024年11月26日



商 号 S B I アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

平素は弊社ETFに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、S B I サウジアラビア株式上場投信(コード: 273A)の投資信託約款の変更に
関し、下記のとおり本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当ファンドの設定・解約にかかる申込口数を変更し、当ファンドの追加設定を容易にすることで、ファンド純資産の増加、および市場取引における流動性の向上を図るため、当該変更を行うものです。

2. 変更の内容

設定・解約の申込単位を、現在の2,000口単位から500口単位へ変更します。

3. 日程

2024年11月29日	内閣総理大臣への届出日
2024年12月2日	変更日

4. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の約款変更につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は実施いたしません。従って、該当事項はありません。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

投資信託約款の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

S B I サウジアラビア株式上場投信（コード：273A）

(変更後)	(変更前)
【附表】	【附表】
1. ～2. (省略)	1. ～2. (省略)
3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める一定口数は、「 <u>500 口単位</u> 」とします。	3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める一定口数は、「 <u>2,000 口単位</u> 」とします。
4. ～7. (省略)	4. ～7. (省略)
8. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める一定口数は、「 <u>500 口単位</u> 」とします。	8. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める一定口数は、「 <u>2,000 口単位</u> 」とします。
9. (省略)	9. (省略)

変更適用日：2024 年 12 月 2 日

■当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が「SBI サウジアラビア株式上場投信」の投資信託約款の一部変更についてお伝えすることを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

投資信託にかかるリスク

投資信託は、主に国内外の株式・公社債等値動きのある証券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、その結果、大きく損失を被る場合があります。

また、投資信託は、それぞれの投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

※投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本保証はありません。

お客様に直接・間接にご負担いただく費用等

(お買付時に直接ご負担いただく費用)

- お買付手数料 上限 3.85% (税抜 3.5%)

(途中解約時に直接ご負担いただく費用)

- 信託財産留保額 上限 0.5%

(保有期間中にファンドが負担する費用(間接的にご負担いただく費用))

- 信託報酬 上限 2.585% (税抜 2.35%)

※成功報酬制を採用する投資信託については、基準価額の水準等により報酬額が変動するため、上限等を示すことができません。

また、上記上限を超える場合があります。

- その他の費用

監査費用、有価証券売買時にかかる売買手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差引かれます。その他の費用は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用等につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、SBIアセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、ご負担いただく費用における上限を記載しております。また、成功報酬を採用する投資信託については、基準価額の水準等により報酬額が変動するため、上限額を超える場合があります。投資信託にかかるリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、お申込みの際には、必ず該当投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

投資信託ご購入の注意

- 投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- 投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- 投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。